

福島県屋外広告物条例及び同施行規則の一部改正(案)について

1) 福島県屋外広告物条例及び同施行規則の概要

(ア) 屋外広告物条例の目的

良好な景観形成

風致の維持

公衆に対する危害の防止

(イ) 概要

上記目的達成のため、「特別規制地域等及び普通規制地域等」「禁止物件」「禁止広告物」を指定しています。

① 地域等

区 分		具 体 的 地 域
特別規制 地域等 (原則、 屋外広告 物の表示 が禁止)	第一種特別規制 地域等	第一種低層住居専用地域、風致地区
		重要文化財である建造物、天然記念物等の敷地
		風致保安林、自然及び緑地環境保全地域
		国立・県立自然公園の特別地域(都市計画区域外)
		磐梯山・猪苗代湖周辺景観形成重点地域
		半田沼(桑折町)の周囲300m以内
	第二種特別規制 地域等	第二種低層住居専用地域
		重要文化財である建造物、天然記念物の周囲300m以内
		国立・県立自然公園の特別地域(都市計画区域内)
		都市公園の区域
		高速自動車道路及びその両側500mの区域※
		指定道路及び鉄道(都市計画区域外)の両側の指定区域※
		官公署、学校、病院等の公用・公共用建造物の敷地
		古墳、墓地、神社等の敷地
普通規制 地域等 (原則、 屋外広告 物の表示 に許可が 必要)	第一種普通規制 地域等	都市計画法の都市計画区域(第一種・第二種低層住居専用地域及び商業地域・近隣商業地域を除く)
		指定道路及びその両側1,000mの区域
		鉄道全線及びその両側1,000mの区域
		河沼郡柳津町大字柳津地内
	第二種普通規制 地域等	都市計画法の商業地域・近隣商業地域

※ 道路及び鉄道から展望できない地域及び家屋連たん地区(隣接する家屋の敷地の間の距離がそれぞれ50メートル以下で30戸以上の家屋が連たんする地域)は除く。

② 禁止物件

屋外広告物の表示、設置を禁止している主な工作物等は次のとおりです。
橋りょう、トンネル、街路樹、交通信号機、消火栓、郵便ポスト等

③ 禁止広告物

表示、設置を禁止している主な広告物は次のとおりです。

- ・倒壊又は落下のおそれがあるもの
- ・交通信号機又は道路標識に類似し、又はこれらの効用を妨げるようなもの
- ・道路交通の安全を阻害するおそれのあるもの
- ・地色に蛍光塗料、発光塗料又は反射塗料を使用しているもの 等

④ 規制基準

広告物の設置主体、用途、目的、形態、種類に応じて、広告物の表示面積、高さ、彩度の制限を行っています。

(電氣的に発光することにより常時表示の内容を変化させることができる装置を有する電光表示広告物等については、さらに面積や高さ、道路への突出等について制限を行っています。)

現行の屋外広告物条例及び同施行規則については、別紙資料1の福島県屋外広告物条例及び同施行規則(現行)を御覧ください。